

## ○みなかみ町空き家バンク活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家等の有効活用による町内への定住促進を図るため、空き家バンクを活用して定住する者に対し、予算の範囲内において、みなかみ町空き家バンク活用補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 みなかみ町空き家バンク制度設置要綱（平成26年告示第89号。以下「設置要綱」という。）により登録されている建物及び宅地をいう。
- (2) 所有者等 設置要綱第2条第2号に規定する者をいう。
- (3) 空き家バンク 設置要綱第2条第3号に規定する制度をいう。
- (4) 賃借者 設置要綱第9条に規定する利用希望者の登録が完了した者のうち、空き家等を自らの居住の用に供するため、その所有者等と賃貸借契約を締結した者をいう。
- (5) 購入者 設置要綱第9条に規定する利用希望者の登録が完了した者のうち、空き家等を自らの居住の用に供するため、その所有者等と購入契約を締結した者をいう。
- (6) 転入者 本町への転入の届出時3月以内の者であって、転入して3年以上本町の区域外に住所を有していた者をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本町の住民基本台帳に登録され、かつ、補助金の申請時に夫婦の年齢の合計が90歳未満（以下「若年夫婦」という。）であること。
  - (2) 本町に転入した者にあつては、転入の届出の日から3月以内の者で、当該転入の際に継続して3年以上本町以外の市区町村の住民基本台帳に登録されていた者であること。
  - (3) 既に第4条第1号に規定する賃貸借補助金の交付を受けている補助対象者で、その後当該空き家等又は他の空き家等の購入者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな
- (1) 定住を前提に3年以上本町に生活基盤をおく意思がない者
  - (2) 補助対象者及びその属する世帯員のいずれかに町税等（住民税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料をいう。）の滞納がある者

- (3) 所有者等と3親等以内の親族である者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団等の構成員及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属している者
- （補助金の種類）

第4条 この要綱における補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賃貸借補助金 空き家等の賃貸借を目的として契約を行った賃借者に交付する補助金をいう。
- (2) 空き家等購入補助金 空き家等を購入した者に交付する補助金をいう。ただし、宅地のみで購入の場合は、購入から1年以内に当該宅地に住宅新築工事を着手することを条件とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助金対象経費」という。）等は別表のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、当該補助金の額の算定に当たって、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付回数は、同一の補助金について1補助対象者（当該補助対象者の同一世帯に属する者を含む。）につき1回限りとする。

（賃貸借補助金の交付申請）

第6条 賃貸借補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、賃貸借補助金の対象となる契約の締結後、遅滞なく、みなかみ町空き家バンク活用補助金交付申請書（賃貸借）（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（賃貸借補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、賃貸借補助金の交付を決定したときは、みなかみ町空き家バンク活用補助金交付決定通知書（賃貸借）（様式第2号）により通知する。

2 町長は、前条の申請書を受理した後、補助金の交付を不相当と認めたときは、みなかみ町空き家バンク活用補助金不交付決定通知書（賃貸借）（様式第3号）により通知する。

（賃貸借補助金の変更）

第8条 申請者が申請内容を大幅に変更するときは、みなかみ町空き家バンク活用補助金変更申請書（賃貸借）（様式第4号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

（賃貸借補助金の実績報告書の提出）

第9条 第7条に規定する賃貸借補助金の交付決定を受けた者は、該当年度分の賃貸借料の支払いを完了したときは、速やかにみなかみ町空き家バンク活用補助金実績報告書（賃

貸借) (様式第5号) に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(賃貸借補助金の補助金の額の確定)

第10条 町長は前条の規定による実績報告書を受理したときは、みなかみ町空き家バンク活用補助金の額の確定通知書(賃貸借)(様式第6号)により交付額の確定を行うものとする。

(空き家等購入補助金の交付申請及び実績報告)

第11条 空き家等購入補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空き家等購入補助金の対象となる契約の締結後、遅滞なく、みなかみ町空き家バンク活用補助金交付申請書兼実績報告書(空き家等購入)(様式第7号。以下「申請書兼実績報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

(空き家等購入補助金の交付決定及び額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による申請兼実績報告があったときは、当該申請兼実績報告の内容を審査し、空き家等購入補助金の交付を決定したときは、みなかみ町空き家バンク活用補助金交付決定兼確定通知書(空き家等購入)(様式第8号)により通知する。

2 町長は、前条の申請書兼実績報告を受理した後、空き家等購入補助金の交付を不適当と認めたときは、みなかみ町空き家バンク活用補助金不交付決定通知書(空き家等購入)(様式第9号)により通知する。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、第10条又は第12条の規定による補助金の額の確定通知書を受けたときは、速やかにみなかみ町空き家バンク活用補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 町長は前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第3条の規定に違反したとき。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(現地調査)

第16条 町長は、必要があると認めたときは、補助金の交付対象となった空き家等について現地調査を行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象補助金	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額	交付時期
賃貸借補助金	若年夫婦、転入者	空き家等の賃貸借料（3年間の賃貸借料）。ただし、事業主が従業員に対して支給又は負担するすべての手当等及び公的制度による家賃補助等を控除した額とする。	対象経費の4分の1以内	1万円／月（上限3年）	賃貸借契約が成立した後に、賃借者が居住を開始し、該当年度分の賃貸借料の支払いを完了したとき。
空き家等購入補助金	若年夫婦	空き家等の購入代金（宅地のみ購入の場合も含む。）に要した経費	対象経費の10分の1以内	100万円	購入契約が成立した後に、購入者が本町に住民票を移し、購入代金の支払いを完了したとき。 宅地のみの購入の場合は、新築住宅の工事が完成し、みなかみ町への住民登録が確認できたとき。
	上記以外で転入者			50万円	

	既に賃貸借補助金の交付を受けている補助対象者で、その後当該空き家等又は他の空き家等を購入したもの		第3条第1号に該当する者として賃貸借補助金を受けている場合 100万円から既に交付を受けた賃貸借補助金額を差し引いた額	購入契約が成立した後に、購入代金の支払いを完了したとき。
			第3条第2号に該当する者として賃貸借補助金を受けている場合 50万円から既に交付を受けた賃貸借補助金額を差し引いた額	